六四〇六・二〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					
	その他のもの					
六四〇六・九一	木製のもの					
	毛皮を使用したもの					
	その他のもの					
六四〇六・九九	その他の材料製のもの					
	革製のもの及び毛皮を使用したもの					
	その他のもの					
第六五類	帽子及びその部分品	A	B 10	X	三・四%	B 10
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	A	A	A		
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	A	A	A		
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	A	A	A		
第六九類	陶磁製品	A	A	A		
第七〇類	ガラス及びその製品					
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊					
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	A	A	A		
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A	A	A		
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A	A	A		
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A	A	A		
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	A	A	A		
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	A	A	A		
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス	A	A	A		
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	A	A	A		
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	A	A	A		
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	A	A	A		
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	A	A	A		
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	A	A	A		
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	A	A	A		
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	A	A	A		
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	A	A	A		
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	A	A	A		
七〇・一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	A	B 7		八%	
七〇・一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	A	A	A		
七〇一八・九〇	その他のもの					
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの					
	その他のもの					
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）	A	A	A	六・六%	B 10
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品	A	A	A		
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣					
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）					
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）					
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）					
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除くものとし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）					
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉					
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）					
七一〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）					
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）					
七一〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）					
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）					
七一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）					
七一・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）					
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）					
七一一三・一一	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）					
七一一三・一九	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）					
	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）					
	白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）					
	その他のもの					
	時計用又は眼鏡用の鎖その他の身辺装飾用の鎖					
	その他のもの					
	貴金属を張った卑金属製のもの					
七一一三・二〇	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）					
七一・一四	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）					
七一・一五	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品					
七一・一六	身辺用模造細貨類					
七一・一七	貨幣					
七一・一八						